

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

原議保存期間	30 年 (令和 39 年 3 月 31 日まで)
有効期間	一種 (令和 39 年 3 月 31 日まで)

警 察 庁 丙 生 企 発 第 84 号
令 和 8 年 8 月 20 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

保護取扱要綱の改正について（通達）
警察官職務執行法等の規定に基づく保護については、「保護取扱要綱について」（昭和 35 年 3 月 18 日付け警察庁丙防発第 7 号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、別添のとおり保護取扱要綱を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。
なお、旧通達は廃止する。

保護取扱要綱

第1章 総則

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあった者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うものとする。

(保護の責任)

第3条 警察署長は、保護について、全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課の長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、警職法第3条又は酩酊者規制法第3条の規定に基づき保護された者（以下「被保護者」という。）の保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直責任者又は警察署長の指定した者が保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

4 保護の継続が必要な状況において、保護主任者又は保護主任者の職務を担う者が交代する場合は、交代する者に保護業務の実施に必要な事項を確実に引き継ぐものとする。

5 保護の継続が必要な状況において、保護を行った警察署から他の警察署に被保護者を移送する場合は、保護を行った警察署と移送先の警察署の間で、当該保護に係る責任の所在を明確にするとともに、状況に応じて、保護業務の実施に必要な事項を確実に引き継ぐものとする。

(警察本部保護業務担当課の長による指導)

第4条 警察本部保護業務担当課の長は、警察署長との連携を確保しつつ、保護業

務の適正な運営に関する必要な指導を行うものとする。

第2章 保護

(保護の着手)

第5条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあった者が保護を要する者であると認めた場合においては、当該者の身体状態をつぶさに観察し、生命の危険が懸念されるような身体の異状の有無の確認に努めるとともに、取りあえず必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を執る又は執った場合においては、警察官は、直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第6条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、被保護者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(1) 精神錯乱者、泥酔者又は酩酊者

保護室

(2) 迷い子、病人、負傷者等

少年補導室その他動静観察を行うことが容易な場所

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合においては、衆目に触れないようにする等被保護者の不利とならないように配慮するものとする。

3 保護主任者は、保護の場所を指示するに当たっては、同一の保護室に複数の被保護者を収容しないものとする。

(引取方についての手配)

第7条 警察官は、被保護者を保護した場合には、速やかにその者の家族等に対してその旨を通知し、その引取方について必要な手配を行うものとする。

(被保護者の住所等の確認措置)

第8条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であって、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官は、保護主任者の指揮を受けた上、第6条第1項の保護の場所において立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることができる。

(事故の防止)

第9条 警察官は、保護に当たっては、被保護者が自傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するものとする。

第10条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段を執ることができる。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

2 警察官は、腕、肩等を抑える等の手段では、本人の暴行を抑止することができず、他に手段がないときは、必要最小限度で、次の各号に掲げる行動抑止のための用具（以下「保護具」という。）を使用することができる。

- (1) 手錠
- (2) 保護バンド
- (3) 保護シート

3 警察官は、保護具を使用する際は、その使用と密接不可分な時間的範囲で、保護主任者に対して報告するものとする。

なお、緊急を要する状態にあつて、使用の前に報告するいとまがないと認められる場合は、使用後速やかに報告するものとする。

4 前項の報告を受けた保護主任者は、被保護者の状況を把握し、保護具の使用の適否、使用上の留意事項等を指示するものとする。

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第9条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。

2 被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、保管するものとする。

3 前2項の措置は、保護主任者の指揮を受けた上、第6条第1項に定める保護の場所において、立会人を置いて、行うものとし、緊急を要する状態であつて、いとまがないと認められる場合は、措置を行った後、速やかに保護主任者に報告するものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カードに記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護

者を家族等に引き渡す場合又は保護を解く場合においてはその引取り人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては当該関係機関に引き継ぐものとする。

第12条 警察官は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態になり、真にやむを得ないと認められるときは、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することを妨げないものとする。

(異状を発見した場合の措置)

第13条 警察官は、被保護者について異状を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告するものとする。

また、被保護者の身体状態の異状を認めた場合は、直ちに被保護者の容態を確認し、必要に応じて救急要請等を講ずるものとする。

2 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れた場合においては、当該者が自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあるかどうかを確認する必要があることから、当該者を発見する措置を講ずるものとする。当該者を発見した場合は、なお保護を要する状態にないかどうかを確認するものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者が自己の意思で保護の場所を離れた場合であって、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とするものとする。

3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があった場合は、警察署長は、その状況を直ちに警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、被保護者の家族等の氏名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも通知するものとする。

(関係機関への引継ぎ)

第14条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けた上、関係機関に引き継ぐものとする。

(保護の解除)

第15条 保護主任者は、被保護者を家族等に引き渡した場合、前条の規定により関係機関に引き継いだ場合又は保護の必要がなくなった場合においては、保護を解除するものとする。

第3章 保護室

(保護室の設置)

第16条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

2 保護主任者は、被保護者を保護室に収容した場合には、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定し、保護に当たらせるものとする。

3 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者に対しては、原則として常時の観察とし、対面により又はモニターを用いて行うものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第17条 保護室の構造及び設備等は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 留置施設と別個に設けること。

(2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。

(3) 道路その他外部から見通すことができない構造とすること。

(4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。

(5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。

(6) 被保護者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。

(7) 警察官が動静観察を行うことが容易な構造及び設備を有すること。

(8) 汚損しにくい又は洗浄が容易な構造及び設備を有すること。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第18条 警察署長は、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項に規定する者の保護に際して、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認める場合には、警察署内の少年補導室その他動静観察を行うことが容易な場所を保護室に代用することができる。

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第19条 24時間を超えて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護主任者が警察署長の指揮を受けた上で行うものとする。この場合、警察署長は、警察本部保護業務担当課の長に報告し、報告を受けた警察本部保護業務担当課の長は、保護の延長の必要性等について、必要な指導を行うものとする。

(簡易裁判所への通知)

第20条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における取扱いについて、警察署長が行うものとする。

(保健所長への通報)

第 21 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 23 条又は酩酊者規制法第 7 条の規定による保健所長への通報は、警察署長が行うものとする。

第 5 章 雑則

(保護カード)

第 22 条 保護主任者は、保護の取扱いについて、保護カードを作成し、内容を明らかにしておくものとする。

2 前項の保護カードの様式、保護その他の細目については、本部長の定めるところによる。

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第 23 条 警察官は、被保護者が少年であって、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条第 6 号の非行少年又は同条第 7 号の不良行為少年であることが明らかになった場合には、当該少年について、同規則の定めるところにより、補導等を行うものとする。

2 警察官は、被保護者が児童福祉法の要保護児童又は児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の児童虐待を受けたと思われる児童であることが明らかとなった場合において、保護者に監護させることが不適當であると認めたときは、児童福祉法第 25 条第 1 項又は児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項の定めるところにより、児童相談所に通告するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等)

第 24 条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第 2 条第 4 号の触法少年若しくは同条第 5 号のぐ犯少年であることが疑われる場合において、なお保護を要する状況にあると認めるときは、真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者に対して、捜査又は調査を行わないものとする。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第 6 章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第 25 条 警察官は、保護以外の措置を行う場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容することができる。

2 前項の場合においては、第 3 条、第 9 条から第 13 条まで、第 16 条第 2 項及び第 22 条の規定を準用するものとする。

第7章 都道府県警察本部が行う保護

(都道府県警察本部が行う保護)

第26条 警視庁、道府県警察本部又は方面本部は、保護を能率的、かつ、合理的に行うため、適切であると認められる場合においては、被保護者の収容、家族等への引渡し、関係機関への引継ぎ等この要綱の例により、保護を行うことができる。